

# 各種英文証明書の発行

## 申請条件

1. 日本国籍を有する申請者（運転免許証の申請を除く）
2. 代理申請は、運転免許証の翻訳証明を除き、原則不可です。
3. 代理受領の場合、申請書にある代理人欄への記入に加え、委任欄にも申請者が自署（原本 ※コピー不可）を行ってください。

## 申請時の注意点：

戸籍謄本に記載の氏名がカタカナ表記（外国氏名等）である方は、英語でのお名前の綴りが確認できる公式書類が別途必要です。特別な事情により申請者ご本人様の来館が難しい場合は、お早めにペナン総領事館までご相談ください。

（メール：cgjp@pe.mofa.go.jp 電話：04-226-3030）

証明書	代理申請	代理受領	必要書類	備考
戸籍記載事項	不可	可	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 6か月以内に発行された戸籍謄本原本</li> <li>・ 申請者の旅券原本</li> <li>・ 戸籍謄本に記載された家族全員分の旅券コピー（顔写真ページ）</li> </ul>	
出生	不可	可	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 6か月以内に発行された戸籍謄本原本</li> <li>・ 申請者の旅券原本</li> </ul>	提出先が戸籍謄本の発行日を求めている場合、戸籍謄本の発行日は問いません。
死亡	不可	可	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 6か月以内に発行された戸籍謄本原本</li> <li>・ 申請者の旅券原本</li> </ul>	
婚姻	不可	可	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3か月以内に発行された戸籍謄本原本</li> <li>・ 申請者の旅券原本</li> <li>・ 夫婦の旅券コピー（顔写真ページ）</li> </ul>	
離婚	不可	可	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3か月以内に発行された戸籍謄本原本</li> <li>・ 申請者の旅券原本</li> </ul>	婚姻と離婚の事実両方が戸籍謄本に記載されているかご確認ください。 転籍により婚姻の事実の記載が無い場合は、婚姻の事実が記載されている除籍謄本や改製原戸籍が必要となります。

婚姻要件具備 証明書	不可	可	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3か月以内に発行された戸籍謄本原本</li> <li>・ 申請者の旅券原本</li> </ul>	<p>結婚のための申請 結婚相手がマレーシア人の場合、婚姻要件具備証明書以外の証明書を求められる場合もありますので、事前に各州の登録局 (Jabatan Pendaftaran Negera, JPN) にご確認ください。</p>
運転免許証	可	可	<p>申請者の旅券原本 有効な日本運転免許証原本</p>	<p>代理申請の場合、申請者の旅券コピーに加え、申請者ご本人様が申請書の「代理人欄」へご記入いただき、「委任欄」にも自署 (コピー不可) を行ってください。</p>